

ベルギー当局主催EUDR説明会の概要

10/24 (コーヒー・カカオ)

10/25 (ゴム)

11/ 6 (大豆・アブラヤシ)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブリュッセル事務所

2024年11月28日

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

説明会の概要

※ 使用言語・・・フランス語、オランダ語

1. 主催：SPF Santé Publique（ベルギー公衆衛生当局）

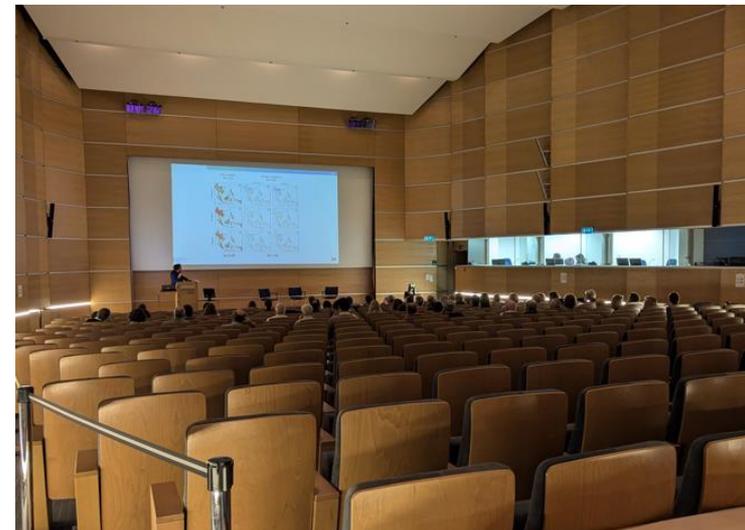
2. 内容：品目ごとに開催 10/24（コーヒー・カカオ）
10/25（天然ゴム）
11/ 6（大豆・アブラヤシ）※次回12/13（牛）

（1）各品目共通部分

- ・ EUDRの概要説明
- ・ 検査の説明
- ・ DDSのITシステムの説明
- ・ 税関手続きの説明（ビデオ）
- ・ 質疑応答

（2）品目別

- ・ 事業者のEUDR対応事例紹介



会場の様子（10/25）

1-1 | EUDRの検査の説明

■ 説明者：Hannelore Schorpion氏（ベルギー当局、EUDR-EUTR検査官）

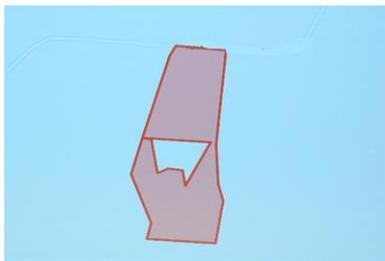
NO	項目	内容
1	検査体制	<ul style="list-style-type: none"> ・EUTR（EU Timber Regulation）に基づき実施してきた検査をEUDR対象品目に拡大 ・EUDR担当課が設置され、EUTR向けの2人から8人に増員。DDの内容が正しいか検査
2	DD（デューデリジェンス）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、リスク評価、リスク緩和措置について定型はない
3	情報収集要件（第9条）	<ul style="list-style-type: none"> ・「森林減少フリーであることを証明する情報」及び「生産国の関連法規に基づいて生産されたことを示す情報」については、あいまいな部分もあり、「これなら間違いない」という鉄板のものはない
4	リスク評価（第10条）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、それぞれのリスクについて、その評価が必要。評価の必要がないと判断するリスクについては、理由が必要 ・評価には利用可能なリソースを活用する（EUDRのHP、報道、NGOの報告書、腐敗認識指数（CPI）など既存の指標、機関の認証など）
5	リスク緩和措置（第11条）	<ul style="list-style-type: none"> ・目標はリスクがゼロもしくは無視できる程度にするようどういう努力ができるかを特定することにある。より信ぴょう性のある情報をサプライヤーに請求する、第三者による監査を受ける、認証を取るといった作業が必要になるが、「リスクを減らす」という目的をどこまで追求しているかが鍵となる
6	検査	<ul style="list-style-type: none"> ・検査はターゲット企業を絞って行う。ターゲットを絞る基準は <ul style="list-style-type: none"> ・生産・製造国のリスクの大きさ（ベンチマーク） ・NGOの報告書などの公開情報にある指摘など ・他国の当局機関や国際的なパートナー（インターポールなど）からの情報 ・TRACES内の情報、税関当局からの情報 など ・検査のプロセスはEUTRと類似。EUTRでは、対象企業にメールでコンタクトし日程を調整し、訪問、サンプル検査
7	罰則	EUTRに準じたプロセスが採用される予定。企業に是正を要請しても改善が見られない場合には行政裁判所の管轄となる。（EUTRでは過去2件）

Q：検査にかかるコストは誰が負担するのか。検査にはどれくらいの時間がかかるのか。
A：検査実施は知らされるが、どのサンプルを摂るかは知らされない。検査の結果、問題があった場合には、コスト負担は事業者。問題なしなら当局が負担。

1-2 | DDSのITシステムの説明

■ 説明者：Bart De Sutter氏（ベルギー当局、EUDR担当官）

NO	項目	内容
1	タイムスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・システムは12月ごろに実装予定。トレーニングの日程やチュートリアルビデオなどは↓参照 https://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/deforestation-due-diligence-registry_en
2	DDS提出のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、輸出・輸入の場合には通関前、域内での加工・製造の場合にはサプライヤーとクライアントとの契約時
3	ITシステムへの入力	<ul style="list-style-type: none"> ・「TRACES」の中に組み込まれる入力システム（API）に入力 ・商品名、事業者名、地理情報（GeoJson）、数量などを所定の画面に入力し、最後にサイン
4	地理情報	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者の閲覧を可能とすることが選択ができる ・システム上受入れ不可のものもある（ポリゴンの真ん中の情報が抜けている「ドーナツ状」の画像など（写真参照）。この場合にはポリゴンを2つに分ける必要）
5	入力上限	<ul style="list-style-type: none"> ・1回当たりのアップロードには、件数やファイルサイズに上限あり ・DDSリファレンスのエントリー数：1 DDSあたり最大2000 ・入力可能な製品数：1 DDSあたり最大100 ・入力可能な学名数：1製品あたり最大500 ・入力可能な生産地数：1製品あたり最大1000 ・入力可能な生産地数：1 DDSあたり最大10000 ・地理情報データ：1 DDSあたり最大25Mb



← 受入れ不可となるポリゴンの例

（出所）説明会聞き取りにより作成

1-3 | 税関手続きの説明

- 説明者：Jérémy Storme氏（ベルギー税関当局、ビデオ音声）

NO	項目	内容
1	EUDRの適用	<ul style="list-style-type: none"> ・通関時に適用（保税倉庫での保管などには適用されない） = DDSの申告は輸出入通関前に行われる必要 ・税関ではCNコードによって識別。数量や価値には関係なく、すべての市場投入に適用（サンプル含む）
2	適用外となる場合とそのコード	<ul style="list-style-type: none"> ・付属書 1 に記載されていないもの又は付属書 1 にあるが対象品目を使用していないもの（Y129） ・EUDR施行日（2023年6月29日）より前に生産されたもの（Y132） ・ライフサイクルを終えた材料のみで製造され、中古品として用いられなければ廃棄されたもの（Y133） ・非商業目的でEU市場に供給されるもの（Y142） など（このほかY141（一定の中小企業による特定の木材製品の輸出入）も適用除外） ・上記適用除外措置の対象となるかどうかを判断するのは税関ではなくEUDR管轄当局
3	税関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・税関申告書に有効なDDS番号が記載されていることを確認 ・EUDR当局（ベルギー及びEU加盟国の当局）のリスク基準に従って、疑わしい荷物の検査を実施 ・EUDR違反かどうかはEUDR管轄当局の判断（違反の場合の輸出入の拒否など、税関は当局の決定に従う）

Q：加盟国の税関間でのハーモナイゼーションはあるのか。

ベルギーの税関でのTARICコードの話が出たが、これはEU共通のものになると考えてよいか。

A：TARICコードは同じだと思うが、EUDRの適用を目的とした税関レベルでのハーモナイゼーションは特はない。2028年にはEUシステムとの相互接続が完了して、単一の窓口になる。

1-4 | Q&A (DD、DDS関係)

- Q : オランダに本拠地があるが、主な事業はベルギーで行っている。

管轄当局はオランダ当局か、ベルギー当局か？

A : オランダ当局になる。EU市場に最初に当該商品・製品を投入する事業者にはDDの責任がある。

代理人がDDを実施する場合も、その責任はあくまでも事業者にある。

- Q : 複数の会社からなるグループ企業の場合、グループとしてDDSを申告するのか。

A : グループレベルでDDSを提出することもできるが、責任を持つのは個々の事業者である。

- Q : 1つのロットでもコンテナが複数に分かれる場合があるが、DDSはコンテナ毎に必要か。

A : ロットが同じであれば、コンテナが複数でも、複数回の便に分かれても、DDSは一つでよい。

- Q : 自動車部品を扱っており、サプライチェーンが非常に複雑。下請けの下請けの下請けという企業も入っており、非常に小さな企業もあり、地理情報の情報提供を頼むのは無理だ。

A : 位置情報は絶対に必要である。説得して請求するしかない。

- Q : サプライヤーの場所などは企業機密に関わり、クライアントや競合に見られたくない情報でもある。透明性は結構だが、企業にとっては競争上の問題になる。

A : DDSはTRACESにインテグレートされるので、TRACESにアクセスできる人はDDSの内容の閲覧が可能となる。ただし地理情報に関しては、「第三者の閲覧不可」を選ぶことは可能。

1-4 | Q&A (DD、DDS関係)

■ Q : DDSの作成に役立つテンプレートやツールはあるか？

A : サプライチェーンごとにそれぞれ大きく異なり特殊なため、当局によるテンプレートはない。
しかし、テンプレートを準備している組織もあると思う。

■ Q : 位置情報や森林破壊有無を分析する既存のツールがいくつかあるが、これらの信憑性についてどのように評価するのか。

A : 信頼できるツールのリスト作りをするべきだと考える。

欧州委員会にリスト作りを要請したが、現時点でリスト作成の予定は聞いていない。

■ Q : サイロが空になることがなかったら (DDSの取扱いは) どうなるのか？

A : ガイドラインが言及しているのは、空になるサイロだけである。

常に内容物があるサイロの取扱いについては言及されていない。欧州委員会に確認する必要がある。

■ Q : DDに企業が意図しないミスをした場合、申告するとどうなるのか。罰則があるのか。

A : 当局による検査を行う。自社の間違いを申告した企業を、罰するのはナンセンスである。
自らが見つけたエラーを申告しなくなるからである。

2 | 事業者のEUDR取組事例

■ CoffeeTeam社（コーヒー）

- ・ コーヒーの輸入販売。特に持続可能な製品の販売に注力
- ・ DDのための情報収集には以下のとおり対応
 - ①カテゴリーゼーションとセグメンテーション
影響の大きいサプライヤーの特定、サプライヤーの優先順位の設定
 - ②サプライヤーからのコミットメント
生産体制・地理情報の進捗状況の把握、データの問題点のフィードバック
 - ③プレ・スクリーニングと認証付与
サプライヤーの資金調達のため、融資を受けやすくするための事前審査などを実施
 - ④データマネジメントと情報のデジタル化
膨大なデータ量を活用するためソフトウェアを活用、リスク管理や地理情報の検証

■ Puratos社（カカオ）

- ・ 原材料を輸入し、小売・パン、菓子、チョコレートメーカーなどに販売
- ・ 2014年から持続可能な調達プログラムである「CACAO TRACE」を導入、全体の25%に
- ・ サプライヤーのリスクアセスメントを実施し、社内のリスクアセスメント手順も更新
- ・ 2000以上の生産者から地理情報を入手する必要
- ・ 生産地では社内のワーキンググループを作って、話し合いや研修を進めている

2 | 事業者のEUDR取組事例

■ Corrie MacColl Group社（天然ゴム）

- ・ サプライヤーは南米、アフリカ、アジアなど13カ国から約150社あった
- ・ 300の製品についてDDSが必要となり、4人のEUDR専門職を配置
- ・ サプライヤーに質問票を送り、情報収集
- ・ 生産者が大規模であればDD作成の問題はそれほどないが、多数の小規模生産者の国もある小規模多数を管理することは不可能で、要件を満たせないサプライヤーとの取引は断念し、サプライヤーは150社から現在は72社に、今後これを50社まで絞ることも検討

■ Oleum社（大豆）

- ・ 大豆を含む油糧種子を輸入しオーガニックオイルを製造
- ・ 大豆の輸入先は主にトーゴとブルキナファソ、小規模な生産者と直接取引
- ・ 統一的な書式に生産者に記入してもらうことにより情報を統一、DDを作成
- ・ 情報を分析し、間違いを修正（内容、語句の間違いなど多数）
- ・ 大豆のサプライチェーンを現地で職員が確認、コンタミネーション、ミキシングの予防
- ・ 現地NGOなどを通じた児童労働の回避
- ・ リスクが高いことは承知、コミュニケーションが重要
- ・ 多くの課題がある（内容の理解、罰則規定、優先すべきは森林破壊防止or規定遵守？）